

人事院会議議事録

会議日

令和6年7月30日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (給与局)
佐々木局長、箕浦次長、森谷給与第一課長、
本間給与局参事官、井手給与第三課長
(職員福祉局)
木村職員団体審議官

議題

俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い

議事の概要

- 担当局より、議題「俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い」について、別添の内容の説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
 - ・ 社会情勢を背景として、ポジティブな改正を行うことができたが、改正内容が多岐にわたるため、人事担当課の負担が大きいと思う。システムで補えるところは対応しつつ、説明会やSEDOの活用、照会対応などを通じて、事務負担の軽減を図るとともに、改正内容が広く正しく伝わるよう周知を図ってほしい。(伊藤人事官)
 - ・ 初任給の大幅な引上げと地域手当の大きくくり化により、初任給が最低賃金を下回る状況は解消することだが、最低賃金は引き続き上昇すると思うので、今後とも注視していく必要がある。(土生人事官)
- 議題については、三人事官一致で了承された。

俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い
(令和6年7月30日院議説明概要)

1 俸給表の改定

【本年の官民較差に基づく改定】

〔行政職俸給表(一)〕

- 初任給について、人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、特に重点的な配分を行う。本年の職種別民間給与実態調査において、民間における初任給が大きく増加しており、今後も相当程度の上昇が継続することも想定されることから、令和7年4月からの社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の一環で行うこととしている初任給の改善については、本年の官民較差を用いて令和6年4月に前倒しして措置する。

一般職試験（高卒者）	188,000円（+21,400円、約13%）
一般職試験（大卒程度）	220,000円（+23,800円、約12%）
総合職試験（大卒程度）	230,000円（+29,300円、約15%）
- 初任給以外の号俸については、30歳台前半までの職員が在職する号俸において平均改定率（3.0%）を大きく上回る改定とするなど、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた改定を行う。それ以外については、高位号俸にかけて改定率を逡減させつつ改定を行う。この結果、1級、2級、3級及び4級の平均改定率はそれぞれ11.1%、7.6%、3.1%、1.3%、5～7級は1.2%、8～10級は1.1%となり、俸給表全体の平均改定率は3.0%となる。
- また、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

〔行政職俸給表(一)以外の俸給表〕

- 行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。なお、指定職俸給表については、行政職俸給表(一)の引上げを踏まえ、同俸給表10級の平均改定率(1.1%)と同程度の引上げ改定(8,000～13,000円)を行う。

【社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴う俸給表の見直し】

〔行政職俸給表(一)〕

- 3～7級（係長級から本府省課長補佐級を対象とする職務の級）について、若手・中堅の優秀者層が早期に昇格した場合のメリットの拡大や、民間人材等を採用する際の給与額を引き上げるため、各級の初号近辺の号俸をカットし、俸給月額を引き上げる。
- 8級以上（本府省課室長級を対象とする職務の級）について、近年、重要度が増しているこれらの職員の役割の重さに見合った処遇とするため、各級の最高号俸の俸給水準を引き上げるとともに、各級の初号近辺の号俸をカットし上下の隣接する職務の級間で

の俸給月額を重ねるを解消する。また、現行の号俸を大きくくり化することによって、各級を俸給月額の刻みの大きい簡素な号俸構成とする。

[行政職俸給表(一)以外の俸給表]

- 行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の見直しを行う。なお、指定職俸給表、特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表は、既に職務に応じたな俸給体系となっていることから、見直しを行わないこととする。

2 期末・勤勉手当の取扱い

- 一般職員及び特定管理職員の期末・勤勉手当の年間支給月数は、民間賞与の前年8月から当年7月までの年間支給月数と、0.05月単位で均衡を図っている。一般職員及び特定管理職員の期末・勤勉手当の年間支給月数（現行4.50月）は、本年の民間賞与の年間支給月数（4.60月）を下回っているため、0.10月分引き上げ、4.60月とすることとしたい。
- 指定職職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当の年間支給月数並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の年間支給月数は、一般職員の改定内容との均衡を考慮して改定を行うこととしたい。
- 本年の年間支給月数の引上げ分については、一般職員における勤勉手当の占める割合が、民間係員における考課査定分の占める割合と概ね均衡していることから、いずれの職員区分についても期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしたい。（勤勉手当が支給されない任期付研究員及び特定任期付職員については期末手当を引き上げる。）
- 令和6年度については、6月期は支給済みであるため、12月期の改定で対応し、令和7年度以降については、各期の支給月数を同じ月数とすることとしたい。

3 初任給調整手当の取扱い

- 初任給調整手当は、医師、歯科医師等の官職について、採用困難性を緩和し、人材を確保するため、初任給水準を調整する手当であり、医療職俸給表(一)の平均改定率と合わせた改定を行ってきている。
- 本年は、医療職俸給表(一)の平均改定率が1.7%となることから、同俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師の初任給調整手当について、これと同率の改定を行うこととしたい。本年においては、昨年を大きく上回る改定率であることを踏まえ、1年目から35年目までの「期間の区分」のうち、経年による手当の逓減幅が大きくなる22年目から35年目に重点的に配分し、手当額の減少幅の大幅な縮減を図ることとしたい。あわせて、若年層にも昨年をやや上回る改定を行うこととしたい。
- また、医系技官等の初任給調整手当については、5種区分（人事院規則9—34第2条及び別表第1）の医師等の改定額を踏まえ、1年目から35年目の全期間について同額の改定を行うこととしたい。

- これらの改定を行うため、一般職給与法第10条の4に規定する初任給調整手当の月額の上限を、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師等については1,000円、医系技官等については500円、それぞれ引き上げ、令和6年4月1日から適用することとしたい。

4 委員、顧問、参与等の手当の取扱い

- 委員、顧問、参与等の非常勤職員に対する手当については、給与法第22条第1項において支給限度額（現行34,300円）を定めている。本年勧告における指定職俸給表の改定率（1.1%）を用いて、当該支給限度額を400円引き上げ、34,700円とすることとしたい。

5 寒冷地手当の取扱い

- 令和6年7月18日の院議で確認した方針のとおり対応することとし、その際「職種別民間給与実態調査」の調査結果を踏まえ、民間における寒冷地手当と同種の手当の手当額が公務を11.3%上回っていたことから、寒冷地手当の額を11.3%引き上げることとしたい。

以 上